

認定介護福祉士認証・認定機構規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本介護福祉士会（以下「本会」という。）定款第60条の規定に基づき、認定介護福祉士認証・認定機構（以下「機構」という。）が所掌する事業の他、機構を運営するための委員会（以下「運営委員会」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(機構の位置づけ)

第2条 機構は、公共性及び公益性を担保する観点から、この規則の定めるところにより、本会の組織において、一定の独立性を持って活動するものとする。

(事業)

第3条 機構が所掌する本会の事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 認定介護福祉士の認定に係る事業
- (2) 認定介護福祉士の認定要件となる研修の認証に係る事業
- (3) その他機構の目的を達成するために必要な事業

(運営委員会の設置)

第4条 機構に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次条第1項に定める運営委員の全員をもって構成する。

(運営委員)

第5条 機構に10名以上の運営委員を置く。

- 2 運営委員のうち過半数は、学識経験者又は関係団体からの推薦者とする。
- 3 委員のうち1名を機構長、3名以内を副機構長とする。

(運営委員の選任)

第6条 運営委員は、運営委員会の決議により候補者を選出し、当該候補者から、理事会の決議により選任する。

- 2 機構長及び副機構長は、委員の互選によって選定する。

(委員の職務及び権限)

第7条 運営委員は、運営委員会を構成し、この規則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 機構長は、この規則に定めるところにより、機構の業務を執行する。

- 3 副機構長は、機構長を補佐し、運営委員会にて別に定めるところにより、機構の業務を分担執行する。
- 4 機構長及び副機構長は、常任理事会に対し、一事業年度の間、4か月を超える間隔で2回以上、運営委員会の決議事項その他職務の執行状況を報告しなければならない。

(運営委員の任期)

第8条 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の末日までとする。

- 2 運営委員の再任は、妨げないものとする。
- 3 機構長及び副機構長の任期は、運営委員の任期による。

(役員解任)

第9条 運営委員は、運営委員会の決議を経た上で、理事会の決議によって解任することができる。

(謝金等)

第10条 運営委員に支給する謝金等は、謝金等支給規則の定めるところによる。

- 2 前項にかかわらず、役員である運営委員については、役員報酬及び費用に関する規程及び非常勤役員報酬等支給規則の定めによる。

(運営委員会の開催)

第11条 機構長は、運営委員会を招集し、議長となる。

- 2 運営委員会は、次の各号の場合に開催する。
 - (1) 機構長が必要と認めた場合
 - (2) 運営委員の3分の2以上が、機構長に対し、開催を要求した場合
- 3 機構長は、運営委員会の日の7日前までに、会議の日時、場所、目的その他の必要な事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、各運営委員に対し、招集の通知を発しなければならない。

(決議)

第12条 運営委員会の決議は、運営委員（決議について特別の利害関係を有する運営委員を除く）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(部会の設置)

第13条 第3条に定める事業を達成するため、運営委員会の決議を経て、機構に部会を設けることができる。

- 2 部会の部会員は、運営委員会において、定数、任期等を定め、選出する。

3 部会は、運営委員会等の諮問に応え、必要な参考意見を提示する。

4 部会の運営等に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(改廃)

第 14 条 この規則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に必要な事項は、運営委員会の決議を経て、機構長が別に定める。

附則

1 この規則は、公益認定が認定された段階から施行する。(令和 4 年 2 月 25 日付で認定(府益担第 259 号))

2 最初の運営委員は、一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構の理事会の決議により選出された候補者から、本会の理事会の決議により選任する。